

第17回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成21年10月29日（木）

午前10時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 議会からのメールでは、いよいよと新型インフルエンザが蔓延してきたというか、10月ぐらいがピークと言われていましたけど、だんだんもうちょっとずれ込んで大変な時期を迎えようとしておりますけど、皆様には、新型インフルエンザ、また、季節性インフルエンザも始まってまいりますし、御健康には注意をされてお願いしたいと思います。11月、またこれすぐに、臨時会が終わったらまた12月議会と。私どものほうも大分佳境に入ってきましたので、いろんな意味でタイトな日程の中でいろいろまた御協力をお願いするかと思いますが、よろしくをお願いしたいと思います。それでは、座って始めさせていただきます。

それでは、第17回の議会のあり方等検討特別委員会を開催させていただきます。

まず、事項書にのっとりまして、1番目、第16回の特別委員会議事概要及び決定事項の確認について事務局より報告をいたさせます。

西川事務局長。

【西川事務局長】 それでは、第16回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項について説明させていただきます。

去る9月30日に開催されました第16回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項といたしましては、まず、8月17日に開催されました第15回の特別委員会の議事概要の確認でございます。議事概要につきましては、いずれの委員さんからも意見等はございませんでしたので、議事概要は原案のとおり確定いたしております。

次に、第16回特別委員会の決定事項といたしまして、まず1点目といたしましては、議会基本条例素案の前文、それから、第1章総則、それから、第7条会派及び次回の特別委員会の日程調整の4点が決定されております。

それでは、順次御説明申し上げますと、まず第1点目の議会基本条例素案の前文といた

しまして、①ですが、「市民全体の公共福祉の向上を目指していく」における公共福祉については、表現がかた過ぎるとの意見が多数出され、再検討し、次回の特別委員会に再提案するというごさいます。

②につきましては、「議会は、市民と市政の接点（パイプ役）」ですが、これについては、議会というよりも議員の役割により近いということで削除するというごさいます。

③ですが、「地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え」から「市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない」までについては、市民からの負託の原点であるということ、それから、この条例素案の特徴であります双方向性という趣旨を残しながら、出された意見を踏まえ、文章の整理を行い、理事懇談会で議論の上、次回の特別委員会に提案するというごさいます。

それから、④でございます。前文最後の条例制定趣旨が記述されている文章における「新たな地方自治の時代」を「新しい地方自治の時代」に用語の統一を図るということごさいます。

以上が前文に係る決定事項でございます。

引き続きまして、2点目の議会基本条例素案の第1章総則についてでございます。

まず、①といたしましては、第2条基本方針は、前文とも重複しますが、この条例の持つ意義を明確にし、後段の各条文がこの基本方針に基づき規定されているということ明らかにするため4つの基本方針を置き、これを原案とするということごさいます。

次に、②でございますが、第3条用語の定義におきましては、市民に係る用語定義のみを置くとともに、議論のありました「市内に在住」か「市内に居住」かにつきましては、「市内に在住」とするということごさいます。

次に、第3点目の議会基本条例素案第7条会派につきましては、出されました意見を踏まえまして整理し、理事懇談会で議論した後、次回の特別委員会に提案するというごさいます。

最後の4点目につきましては、次回の特別委員会の開催日程についての決定でございませう。

以上が、前回の議会のあり方等検討特別委員会における決定事項でございます。

【竹井委員長】 事務局長より、第16回のあり方等検討特別委員会における決定事項について報告をいたさせました。特に2番目の第16回でのいろんな基本条例の前文、そ

れから、総則、そして、7条の会派、これについてはいろいろ御意見をちょうだいしておりますので、この後の2の項で、それぞれの整理した内容については提出をさせていただきますので、また御議論のほうをお願いいたしたいというふうに思います。

それから、4番目の次回の特別委員会の開催をこの段階で11月20日というふうに一応決定をしたいというふうに確認をしていただきました。日程についてはこれをお願いをいたしたいと思っておりますけれども、12月の定例会が11月30日に開会をするというふうな、きのうですか、日程表が来ておりましたけれども、それに関連して議運が11月20日に開催をされますので、ちょっと午前中の開催は難しいというふうに考えておりますので、11月20日の午後からあり方の委員会については開催をさせてほしいというふうなことでございます。一応日程調整をもう一度確認をお願いしたいというふうに考えております。

それから、理事懇談会も、ちょっと日程の調整がタイトになっておりまして、できれば11月19日、この日、午前、午後、議会協議条例の視察が2市入っておりまして、そっちに私は出席をするというふうになっております。その終了後ということで、午後3時からお願いできればと、理事の方ですね。少しその辺の日程調整をまたお願いしていただきたいというふうに。週が明けますと12月議会のもう準備が入りますので、ちょっと日程的にはきついですけれども、16、17、18は所管説明が入っておりますので、そのすき間をねらって、19、20日で調整をしたいというふうに考えておりますので、ぜひ日程の調整についてお願いをいたしたいというふうに。また、都合等ございましたら、事務局のほうに申し出ただいて、余り数が多いようでしたら、また再度調整をさせていただきますが、最悪でも11月の最後の週のどこかではやりたいというふうに考えておりますので、調整方お願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、第1項目の決定事項の確認について、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 では、次に、2番目の項として、先ほどの第16回の中でいろいろ御議論のございましたものにつきまして、順番を追って説明をし、御議論をお願いいたしたいと思います。

まず、前文について、事務局長より考え方等を整理したものについて報告をいたさせます。

事務局長。

【西川事務局長】 それでは、提出資料について御説明いたします。

提出資料、亀山市議会基本条例前文案③をごらんいただきたいと存じます。

前文案③の赤字で記述してありますところが前回の特別委員会で再検討をするよう決定された箇所の訂正案でございます。また、青字で記述いたしておりますのは、再検討する中で改めたほうがよいと考え、今回訂正案として提案させていただく箇所でございます。

なお、最後の段落の一番下から3行目でございますが、「「市民に」を削除し、「、」を加える」とした箇所につきましては、前回特別委員会におきまして、前文全体に市民という言葉が多いという御指摘をいただきましたので、この部分については削除してはどうかと提案させていただくものでございます。

それでは、まず、上から2項目目の「議会と市長の関係・使命」におきます、「市民全体の公共福祉の向上」という表現におきます、公共福祉という言葉はかた過ぎるとの意見が多数出されております。再検討し、改めて提案させていただく箇所でございますが、再検討した結果は、やはりもとの案のとおり戻りまして、「市民全体の豊かさの向上」と、当初の原案と同じになってしまいました。豊かさという言葉は、市民にとって非常にわかりやすい。かつ非常にプラスイメージがあることから、「豊かさの向上」という表現がよいというふうに考えた次第でございます。

しかし、「豊かな地域社会の実現」という表現におきます地域社会という言葉なんですが、その範囲とかとらえ方をどうするか、また、「亀山市の活力ある発展」における「亀山市」と「地域社会」との関係、位置づけなどについては、少し説明しづらい点があるのではないかと感じます。状況によっては定義も必要ではないかという感じがいたします。

さらに、「亀山市の活力ある発展と豊かな地域社会の実現」、それから、今言葉を検討しております「市民全体の豊かさの向上」、原案ですと、「市民全体の公共の福祉の向上」、この間には重複するイメージがあることから、いっそのこと、「豊かな地域社会の実現」を削除し、「亀山市の活力ある発展と市民全体の豊かさの向上」の2つのテーマを目指すべき使命としてはどうかというふうに考えております。そのような提案となっております。

次に、4項目目、第5項目目につきましては、「市民」という言葉が合計6カ所使用されており、条文の意図が不明確にならない範囲で削除すべきであると、このような意見が出されております。また、文章の順番も入れかえてはどうかとの意見も出されましたことから、再検討し、改めて訂正案として提出するものでございます。訂正案では、「市民」

という言葉の削減と、それから、文章の順番の入れかえを行っております。

まず4項目めの「このように議会は市民のための議会であることが市民からの負託の原点である」、この記述を訂正案では最初のほうへ持ってきております。次に、「市民の声を把握する」を置き、最後に、「議会は、論点、争点を自由かつ達な議論を通して明らかにし、公開するなど、信頼される議会運営に取り組む」の順番に変更いたしております。

また、多過ぎるとの御意見をいただきました「市民」という言葉につきましては、6カ所を3カ所に削減いたしております。

次に、最後の項目でございます、条例制定趣旨におきます「新しい地方自治」に用語を統一することに決定されたところでございますが、1カ所、「新たな地方自治」となったままの箇所がございましたので、改めてここで訂正させていただくというものでございます。

また、市民に開かれた議会については、前文全体に市民という言葉が多過ぎるとの意見をいただいたということ、さらに、インターネットで配信するなど、市民のみでなく、さらに広く公開するという趣旨も込めまして、「市民に」を削除し、読点を付し、訂正案とさせていただきます。読点をつけました意図といたしましては、「新しい地方自治の時代にふさわしい」という言葉は、「開かれた議会」及び「常に改革を推進する議会」の双方を修飾する、双方に係るという意味合いで読点を付したということでございます。

以上でございます。

【竹井委員長】 ただいま事務局長から前回の特別委員会での皆様のいろいろな御議論を参考に少し原案を作成いたさせまして、そしてまた、理事懇談会の中でも一部議論させていただいて、今報告をしたような形でまとめさせていただきました。

上から2項目めの議会と市長の関係では、思い切って、亀山市と市民という2つの視点でぶつけたほうが、地域社会を入れることによって少しわかりづらくなるので、思い切ってこうしてみたらどうだろうかということ。

それから、公共福祉を豊かさという言葉にかえることによって、もう少しやわらかみがあるし、わかりやすいのではないかということです。

それから、議会の役割と市民、市政へのつなぎ役のものにつきましては、パイプ役というところが非常にこれも議論がございましたので、これも削除して、改めてこの順番も、議会の役割、議会の責務のところと市民と市政とのつなぎ役をひっくり返して、実は、このひっくり返した状態で、一番最初につくったものと同じ順番になってしまいました。少

し話が何回か行ったり来たりしておりますけれども、順番としては、まず市民からの負託の原点であるということを押さえて、そのために議会はこういうことをしなければならないというふうな順番にさせていただきました。

それと、わかる範囲の中で、「市民」というのを取り払ったというところですので、6カ所から3カ所へ減らさせていただきました。余り「市民」が多過ぎるのではないかとということと、余りここで市民、市民と強調するということもどうだろうかというので、当然今でも市民ということを頭に置きながら活動はしておりますので、改めて強調する必要もないのではないかとということで、ここも大きく半分にさせていただきました。

最後の条例趣旨制定については、今ありましたように、語句の統一。ですから、修正したというよりも、語句を統一したという、統一漏れがあったということ。

それから、開かれた議会も「市民」を削除するとともに、要は全体に開かれている。市民にも当然開かれます。それと、ここに読点でしたか、点を入れることによって、読点がないと、新しい地方自治にふさわしい開かれた議会、それと、改革を推進する議会ということになりますので、そこに点を入れることによって2つにかけようということで語句の整理をさせていただきました。

以上のようなことで、理事懇で少しまとめさせていただきましたので、皆様からの御意見をいただきたいと思います。

宮村委員。

【宮村委員】 結論からいきますと、本当にうまくまとめていただいたなということで、重複しますけれども、やっぱり条例というのは、半分はプロの世界の人にあとをチェックしてもらおうと。今回の中で場面、場面で御相談されていると。それも私も評価させていただきたいと。

それで、大体、条例というのは、同じ文言の字句を何回も入れるということはよい条例文ではないと私は思いますし、大きな目的、市民というのは当たり前のことでありますので。

それと、公共の福祉、何なのって、前回もそんな意見が出ましたので、市民全体という大きくくりで豊かさという言葉を入れてもらったのは、すべてに網羅できるということで、地域社会、先ほど委員長から御説明があったとおりです。変な限定をしないほうが私はいいかと思います。

それと、またもとに戻りましたよというのは、負託の原点の話ですが、やっぱり行った

り戻ったりするという事は、それだけ努力されて、汗水かかれて、結果、やっぱりこれがよかったなというところに着地を持ってこられたということも、私は、やっぱり委員会として、あるいは理事懇も踏まえながら、大概な努力をされたというのを改めて申し上げたいなど。それで、先に、この議会とは原点ですよ、市民からの負託のというところから入って行って、じゃ、自治体事務の立案とか決定とかはそこから入ってくるという、順序もこれで正しいんじゃないかな。

それで、「新たな」というのと「新しい」というのは、字はよく似ていますが、全く違いますのでね。「新しい」というところに一步前進というのか、限定つきというのか、まさに新しい時代ですよ。これもやっぱりいいんじゃないかなと。

句読点は、先ほど2つに絡んでいるということですね。

長々申し上げましたが、よくできたということだけ申し上げておきます。以上です。

【竹井委員長】 ほかに。ちょっと削ったところと、順番を入れかえて、「市民」も相当削らせていただいて、大分シンプルにはなったような感じがしております。ただ、思いがうまく出ているかどうかというようなところもチェックしていただいて、余り削り過ぎて実際のポイントがずれたのではないのかということもあっても困りますので。

まず、じゃ、最初の「議会と市長の関係・使命」のところから確認をさせてほしいと思います。

「地域社会」を削除したいという、亀山市と市民という2テーマでまとめたいという部分、これはよろしゅうございますか、この考え方で。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。

それから、議会の関係、順番は多分、こちらのほう、私もよくわかりやすくなったなという感じはしておりますが、あと、「市民」を大分削ったんですが、この辺はどうですかね。これで、皆さんのほうが読まれて、意味が通じるよということかどうか。その辺、もし御意見がございましたら。対話というのは市民とだろうということと、公開というのも、当然これも市民に公開するものだろうということ、それから、信頼というのも、当然市民に信頼されるだろうということで、実は、市民に公開という部分と、市民との対話というところと、市民に信頼される、この3つを削除させていただきました。わかりにくいということであれば、また入れさせてもらいます。よろしゅうございますかね、大分シンプルにさせてもらいましたけれども。よろしいですかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 それから、最後の、一度左側を読んでいただきますと、「議会は」から始まりまして、上から2行目の「市民に公開」という「市民」を削りました。それから、その後、「また市民との」というところの「市民」を削りました。だから、「対話を通じ、市民の声」ということで、これもわかるのではないかと。それから、「信頼」という言葉は、それは当然市民に信頼を受けるというのは、市民からの負託の原点というのが議会です。当然信頼される相手は市民だろうということになると思います。その3つを削らせてもらいました。ここもよろしゅうございますかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 じゃ、一応この案で原案にさせていただきます。

それから、最後に条例制定の趣旨の部分も、「新しい地方自治の時代にふさわしい、」と、そこで1つの、両方にかけるということで今回整理をさせていただきました。これもよろしゅうございますかね。「新しい時代にふさわしい、開かれた議会と改革を推進する議会」という2つのテーマをここで持ったということになりますので、特段、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 一応原案ということにさせていただきますので、またこの後、いろんな流れの中で御意見がございましたら、どの機会でも結構でございます、また御発言なり、事務局のほうに申し出ていただければ、また改めて議論をさせていただきます。

それでは、前文につきましては、一応これを原案ということで一たんおさめさせていただきます。

次に、会派について、事務局から説明をいたさせます。

【西川事務局長】 全体を説明させていただいてよろしいでしょうか。

【竹井委員長】 はい。

【西川事務局長】 議会基本条例各市比較表ナンバー4をごらんいただきたいと存じます。

それでは、まず1点目でございますが、6ページをお開きいただきたいと存じます。6ページから8ページをごらんいただきますと、第1章総則、それから、26ページをお開きいただきたいんですが、26ページは、第18条議員定数でございます。これにつきましては、記述内容が確定いたしておりますことから、原案の条文を青文字ということでわ

かりやすく表現をいたしております。

次に、2つ目でございますが、第7条、会派をお開きいただきたいと存じます。第7条の会派につきましては、前回の特別委員会で再検討するように決定されております。今回、訂正案を提出させていただいておりますが、その中身といたしましては、まず記述内容は原案と同じく第1項に会派の要件を置いております。それから、第2項に会派の活動、役割を明らかにする条文を置いております。

原案と異なります点につきましては、会派の要件をさらに明確にするために、「議会は」の後に、「議会活動を行うため」を加えております。それから、もう一つ、「構成することができる」というのを「結成することができる」に改めております。また、第2項をごらんいただきたいと存じます。第2項では、「必要に応じ会派で調整を行い」という文言が原案にはありましたが、市民から根回しと受け取られるおそれがあるとの意見もいただきましたことから、「必要に応じ会派で調整を行い」という文言を削除いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【竹井委員長】 比較表の中で決定した原案につきましては、緑の背景を抜いて、そのまま青字で明記するというので、その部分については一応委員会としては合意に達した項目という見方をしていただきたいたいというふうに思います。ですから、これがどんどんふえれば、我々の仕事もどんどん減ってくるということになります。

あと、従来どおり、緑色のところで、まず会派の項について入らせていただきたいと思います。

前回、いろいろ、ほとんど修正をせずに案として御提案をさせていただきました。その中で何点か皆様のほうから御意見をちょうだいして、理事懇のほうでも少し議論をさせていただきました。結果、今、お手元の訂正案のように、2つの項で指し示そうということになりました。実は、2つの項で指し示しているのは、流山市、県はちょっと別にしまして、あとは、ないところもございますし、条項を設けているところでも、伊賀市、小松島市、島田市、この3つについては1条1項のみということで、流山だけが2つを持っている。三重県も当然これは2つあるということで、いろいろ議論をさせていただきました。

7条の1については、設置要件だろうと。会派は何で結成をするんだという設置の要件が要るだろうと。それから、2のほうは、じゃ、つくられた会派は何をするところなのかと。活動内容的なものも入れておかないと、ただできるだけでは、市民の方からの御理解

もなかなかちょうだいしづらいのではないかと。今はこういうことを言う市民の方はおられなくなっていると思いますが、昔は、役選のための会派だなんていうことはよく聞かれた言葉ですし、今はほぼ死語に近くなって、開かれた役員調整もある程度やっておりますし、短い期間で調整をしてやっておりますので、そういうことの声が多分今はもう聞かれなくなったと思いますが、やはり会派制というものを設けておりますので、少しこの2つの縛りぐらいはやっぱり要るのではないかなということは、理事懇談の決定事項でございます。ただ、文章についてはほとんどいじっておりませんので、きょうの委員会で皆様のほうから御意見をちょうだいして、加筆したり、削除したりということについては、皆様のほうからまず御提案をもらって調整しようということになりましたので、それぞれ皆さんのほうの御意見をちょうだいして、きょうまとまらなければ、もう一遍調整をして、次回ということになると思いますし、きょうまとまれば、ある程度原案に近いものをつくり上げていきたいというふうに考えております。ですから、この内容をほとんどいじらないまま、「調整」だけは抜きましたけれども、ただ、2つは設けたいというのが理事懇談の議論でございましたので、それを加えて、御発言のほう、またお願いしたいと思います。

宮村委員。

【宮村委員】 これを見せていただいたら、小松島市以外は「結成」ということになっていきますので、いいと思うんですね。1と2はくくりとして当然だと思うんですね。だから、組織そのものがあって、その組織は何を行動、活動するのかという、そんな意味からいって、当然1と2に分けるべきであって、表現でいきますと、やっぱり会派って、いろんな責任とか重みとか、いろんなものがあるから、「構成」というのは小松島だけだと思うんですが、やっぱり「結成」という、重みのある、強いきずなというのか、そんな意味合いで、私は「結成」の表現が最適だと思います。

それと、先ほども御説明がありました、「必要に応じ会派で調整」というのは、要らんせんさくもということで、できるだけ、何度も言いますが、シンプルに表現することが一番いいかと思いますので、これも、私としてはいいんじゃないかな、賛成という立場にさせていただきます。

【竹井委員長】 この前の全員協議会で、2人会派についても、代表者会議、また、全員協議会で合意に至って、亀山市で私14年やっていますが、初めて2人会派が生まれてきたと。ですから、結成することについては、いよいよ新しいステージに入ってきたということ。ただ、少し言葉が確かにきついのはきついと思うんです、書いてあることはね。

以前からいろいろと御議論いただいでいて、緩やかな集合体ではないのかという御意見もあるし、いやいや、ある程度それは1つの固まり的なものなんだとあって、それはそれぞれの議員の方の感覚は時代によって変わってきますので、そこは、実際活動する部分と、1つの理念として、条例ですので理念として持つ部分と整理するほうがいいかなとは考えております。ただ、結構内容的には大分きっちりしたものになっておりますので、いろんな御意見をちょうだいしたほうが、また後でもめても。会派の中でまたこれも一度持ち帰っていただいて議論していただくこととなりますので、ぜひいろんな御意見をまずちょうだいしておきたいなど。特に上のほうですと、政策を中心とした同一の理念を共有するというようになっておりますし、その会派は、立案や決定や提言をするときには、ある程度合意形成に努めるものとするというふうになっておりますので、やりなさいとは書いてございませんので、努めるものとするというふうになっておりますので、少しそこら辺は幅を持たせた表現にしてございます。ただ、県のほうのやつは、多分会派間でいろんな政策提言をやって、議会として一本にまとめるというふうな場合は、確かに会派間の調整が要るのかなという議論にはなりました。確認はしておりませんが。例えば、議員提案とか、議員で条例をつくろうというときには、会派間の調整は当然入ってまいりますので、そういう意味なのかなということにはなったんですが、ちょっと入れるとやっぱりいかにも調整しているようなことになるので、ここは思い切って削減していこうということで、削除はさせていただきました。ですから、会派の中でちょっと縛りっぽくではないですが、政策という言葉をもっと大きく持ち、それから、共有と合意形成。それから、結成することができるという表現。結成するではありませんので、できるということになっておりますので、結成しなくてもいいという余地も残してあるということ。少しそういうことで理事会の中ではそんな御意見の中で、ほとんど触らずに今出しておりますので、それぞれもしお考えがあれば、ぜひこの機会に申し述べていただくとありがたいなど。細かい活動内容じゃなくて、理念として、会派ってこんなもので、市民に説明するときもこれぐらいの表現がいいね、いや、ちょっとこれでは説明するのに少し難しいのではないかな、もっと表現方法があるんじゃないかなということがあれば。初めてですよ、会派とは何ぞやという言葉になるのは。今までは、会派は3人以上とするというものしかなかったわけですので。これがようやく会派は2人以上になっただけで、何もお知らせにも書いてありません。人数構成要件だけですので、会派については。会派で、これを一遍持ち帰ってもらって、またこれも。

水野委員。

【水野委員】 流山の場合は、政策集団ですよ。うちの場合は、原案は、同一の理念を共有するということになっておるので。現実の姿というのは、やっぱり政策集団ではないんですよ、今。亀山市そのものの会派というのは。政策集団と言えるかどうかという、そこまでは行っていないというふうな感じがするので、同一の理念を共有する議員、その同一の理念とは何かということになってくるのやけど、その辺。これで意味はわかるし、政策集団に近いということにはなってくるので、現実にはそういうような格好には現在なっていると思うんですね。いいんじゃないかと私は思いますけれども。最初、いろいろ、会派とは何かといったら、政策集団ですわという話をしてきたのもあったし、そういうような方向をとることは別に悪いことではないと思うんだけど、今としてはやっぱりこういうことになる。

それから、調査研究ということと、確認やけど、政策立案、決定、提言という意味からいくと、その前に調査研究というのは必ず入ってくるもので。これを最後の出方として、表現として3つをやるということについては、やっぱり調査研究が前提にあるんだという考え方で、ここにあって調査研究を入れなくてもわかるのかなという気もするので。特にわかりやすく書こうと思えば、調査研究等を通じてというものを入れたほうがすっきりするんだけど。私は、こういうことをやるためには調査研究が必要なんだ、あるいは論議が必要なんだというような感じがしますけど。だから、基本的に見たら、こういう表現でいいんじゃないか。余りがんじがらめでやってしまうと、むしろ動きがやりにくい、とりにくいという感じはせんでもありません。

【竹井委員長】 今、水野委員から、要は立案の部分ですよ。立案とか提言、これに絡んで調査研究、多分政務調査費が一応そういう部分で、もう一項設けますけど、この政務調査費の部分を読むと、会派及び議員は政務調査の執行にあつては云々ということだけです。確かに、おっしゃるように、一部政務調査というふうな言葉もほうり込んでも、政務調査を行うなどとか、そういうふうにしておけば、政務調査費との関係も少し密接になるというか、リンクしてくるので、そういうことを行うなどして、立案や提言、決定も1つの条件になりますよということも1つの案なのかもしれませんね。

じゃ、分けてやらせていただきます。7条の1のほうについては、もうこの文章でお願いしたいなど。なかなか表現をうたうのが……。

宮村委員。

【宮村委員】 理念って何なのって、講義的な解釈からいろいろあるんですが、はっきり言いまして、2人会派がという現実になりました。まさに理念は、私は横から見て、共有、ほかのって、失礼な言い方とはちょっと意味が違うんですが、一番はっきりしている、そんな存在価値のある2人会派ができ上がったと、こう思っていますので、まさに純粋な、そういう表現もできるんじゃないかなと思いますので、私は理念でええのかなと。2は後回しということですので、1だけちょっと、理念について申し上げたんです。

【竹井委員長】 政策を中心とした同一の理念を共有する議員というふうな人が会派ですよというのがこの提案。今ちょっと県のほうを見ましたら、「議会活動を行うため、会派を結成することができる」、これだとちょっとやっぱり、市民からは、議会活動のための会派って何ってまた聞かれますので。そうすると、こういう押さえ方も必要なのかなという気もちょっとしておりますので。理念の定義が要るのかもしれませんがね。理念って何なのということになりますけど。

伊藤委員。

【伊藤委員】 私も、宮村委員がおっしゃったように、理念というのはいろいろ幅があると思うんですよ、深さなり広さなり。ただ、それを言い出してしまうと、漠然とした形で、気が合うぐらいでも、極端な話、私は理念やと思いますので、特に2人会派とか、少なれば少ないほど共有する部分は多いし、ふえればその部分が薄くなってしまうのは、これはやむを得ないと思うんですね。ただ、やはり理念という言葉で、その強弱はあるにしても、やっぱりこれは市民にも理解できる概念ではないのかなと思いますので、私はこの表現でいいと思いますけれども。

【竹井委員長】 ほかにも意見があれば、お伺いしておきます。

ちょっと議論になっておりますが、結成することができるということと、結成するとか、できるということで、要はつくらなくてもいいんだというふうなことにもしてございますので、結成する場合は、こういう方たちが集まって会派をつくっているんだというふうな表現にしよう。結成するだと、しない人たちはどうなるかということになります。そこで少し、若干やわらかくはしてはありますけれども、政策だけではまずいし、理念だけでは、またこれも何の理念なのと言われるので、政策と理念は、多分これ、2つで1つになっているんだろうなという感じはしておるんですけれども。結成ですので、一たんこれ、ほかに御意見があれば確認したいですけど、いいですか。

鈴木委員。

【鈴木委員】 私は、このことについて何度もこだわりを持って、ある程度のこだわりを持って、共通の理念、同じ政策というのは実態的にどうかという意見を申し上げてきました。しかしながら、前回の竹井委員長、服部副委員長、そして水野委員の御意見、ルーズな形にしておいたら、会派に対する不要論も起きるであろう。あるいは市民から見た会派というものをしっかりここで、服部副委員長の言葉をかりれば、高い位置でやはり示すべきだという意見が大勢を占めるならば、私の個人的な意見は少し狭義だという1つの反省から、この文言で適当ではないかという判断をさせていただきたいと思います。

【竹井委員長】 これは設置のための条文ですので、実際具体的な活動については、またそれぞれの会派の中で、多分いろんな御議論をされて、形としては違う形になっても、設置するに当たっての考え方ということでございますので、一応これぐらいの。

服部副委員長。

【服部副委員長】 これをつくるに当たって、大きな1つのあれが、常に改革をしていくんだと。条例ができて終わりではない。できて以降、それを常に改革していくということが大きな柱になっているということで考えるならば、現状を見ながらも、少しやっぱり現状よりも高い位置に設定をしたような条例をつくって、それに向けてどう改革をしていくかということ常に行っていくというようなことではないとあかんのかなと。だから、現状をそのまま当てはめたような条例であれば、もう改革がそれに目指して改革することにならないので、ある意味ちょっと高いかもわからんけれども、理念的な部分ね、現状からちょっと離れているけれども、高いものを示しながら、そこに向けて常に改革をしていくというのがこの条例の趣旨ではないかなと。だから、改革をするための条例なのか、そんな意味で言うならば、やっぱりちょっと高い理念を掲げるということも大事なことやないかなというふうに私は認識をしているわけです。

【竹井委員長】 会派自体が、私が入ったときも、会派って聞いたら、3人以上集まれば会派だという教えられ方しか多分していなかったですから、数がまず要件になっていました。いまだにその要件というのはそう変わっていないだろうと。だから市民の方が議長や副議長を決めるときに人数合わせじゃないのかというふうに思われてしまったと。今回初めて、人数要件ではない、何をもって会派と言うんだと、初めて今議論というか、俎上に乗ってききましたので、そういう意味では若干の戸惑いもあるかと思いますが、高い理念を我々も抱えて、一回、会派というものの構成要件としてはこういう、政策を中心とした同一の理念を共有する議員という者たちで会派をつくることができるという格好ですの

で、じゃ、一たん7条の1についてはこれで整理をさせて、とりあえずこの原案として掲げさせていただきたいと思います。

それから、2点目です。問題はここのほうがもっと厳しいというか、先ほど水野議員からも、現状を見るとなかなか当てはまらない面もあるがということもありましたが、やはりこれも我々の目指す方向性というんですかね、結論はどうあれ、私は経過だと思っています、ここの条文というのは。あくまでも経過の議論であって、出た結果は、是非まで今はどうも縛り切れないのではないかなと。というのは、議員お一人お一人の意思というものもありますので。会派の中で明確になれば、それが、結果、右、左に分かれても、私は今の時代はちょっとなかなかそこまでは縛りにくくなってきているので、昔も確かに賛否はありましたのでね、決して会派全体が丸とかバツとかということではなかったような気がしますから。でも、少しここは、我々のやるべきスタイルというものをうたっておりますので。

じゃ、次にこっちのほうの、先ほどの水野委員からの御提案がございます、調査研究的な表現も入れてみたらどうというふうな御提言がございましたが、あと御意見があればちようだいしたいというふうに思います。

水野委員。

【水野委員】 次の第8条に、調査研究と研修というのが入っておるのな。だから、その関連からいくと、こっちは要らないかなと思うんだけど、肝心の調査研究という意味では、8条に研修は入っておるけど、調査研究という言葉が何も出てこんわけね。だから政務調査費に出てくるの。

【竹井委員長】 24ページに政務調査があるんですよ。そこは会派って書いてありますね。

【水野委員】 8条の意味というのがね、研修だけなのか。表題は調査研究と研修となつてね、中身を見ると研修だけになっている。だから、研修と調査研究、調査研究の中に研修は入ると思うんだけど、だけど、研修だけじゃなくて、ほかにも個々にやっぱりデータを集めたりする研究があるわけやな、調査研究がある。そういう意味では、8条にも、こういうタイトルでするなら、調査研究をどうするんやということも入れて、そういうことを含めて会派の政策立案なり決定というものにつないでいくというスタンスじゃないと、いかんのかなと思うんですね。これは次回でも結構ですけど。

【竹井委員長】 それでは、今、水野委員からお話があった調査研究は、8条にも議員

の調査がありますし、団体に政務調査費もいただいておりますので、これは会派で今度は研修したり、会派独自のテーマですよね、これはね。会派独自でテーマを探して、調査したり、また、研修というものに行ったりしておりますので、ここの絡みも整理する必要があるのではないかなと思います。ただ、会派が立案や提言を行うときに、どうやって、じゃ、何をよりどころにしておるのというのを、多分水野議員は調査するなどということを入れておいたほうがいいんじゃないのかという、それも1つの要因になるではないか。要するに合意形成の中に、ただ議論だけなのということをやったのかなというふうな気もするんですけど、ここの部分は流山だけなんですよね、今ここまでうたい込んでいるのは。

8条と16条、ちょっと議論しながら、入れるかどうかはまたもう一遍、そこの部分を追求するかどうかはちょっと別。このための手法のことを多分おっしゃっていますので、立案や決定するときの手法の中にその調査なんかも要るのではないかなということですから、ここは特段慌てて入れ必要もありませんので、8条、16条の議論もまた絡んでまいります。8条のほうは調査が全然入っていないということでしたし、16条も、よく読むと、公開の部分だけしか載っていないんですね。何のために政務調査費があるんだとか、何も書いてない。市民に公開する前文だけがここに載っているだけで、目的が書いてないんですよね。政務調査は何のために行うんだということがここには一切触れてありませんので、そういうところを入れ込みながら、そうすると、7条第2項にも政務調査費あたりから引っ張ってこられますので。少しこっちを補強する必要があるのかもしれないね。政務調査費のほうを補強して、それによって7条第2項のほうの前段をつくり上げることが要るのかもしれないね。ここについてはもうちょっと時間をおかせていただこうと思いますので、合意形成に努めるものとするところだけだと思います。ここまで必要なかどうかということだろうと思います。ですから、ほかの市は、構成し、活動するという言葉でくくりになっているわけですよね。活動するということにみんな入れ込んであると。何の活動するのと言われたときに、亀山市の場合は一応入れておこうと。ものによっては合意形成に努めるように会派の中でも一遍いろんな議論をしてくれということだろうと。だから、それが議員と会派の違いだというふうな表現だろうと思いますけれどね。

水野委員。

【水野委員】 これ、努めるものとするだから、これを抜いちゃったら、会派の意味と

というのは具体的な表現というのになりませんわね。例えば、会派は結成することができるだけで、そうしたら、会派は何をするんやということになってくるので、やっぱりこの辺は要るし、それから、合意形成に努めるものとするんだから、必ずしも合意形成、この会派は1つにまとまったよということが、今までもそうだったし、やっぱり非常に難しい面もあるんですよ、現実の姿として。だから、合意形成するということにはならんと思うので、ただ、会派があって、会派は何をするんですよと。しかし、会派がする場合に、やっぱり会派の皆さんが合意することが前提だけど、それに努力をするというようなものになっているので、だから、合意形成に努めるものとするということで僕はいいと思うんですけどね。

【竹井委員長】 前田耕一委員。

【前田（耕）委員】 この項目の中で、「政策立案、政策決定、政策提言等に関し」となっていますけれども、ちょっと僕、どの辺までの解釈をしたらいいのか理解は十分できていないんですけれども、政策立案、これは議員提案を指すのかということですね。その辺のところを実際にこういう形で出してくる以上は、これから議員提案というのを相当強く議会としては、あるいは会派として打ち出していかなかったら、うたったのが一番前ですのね、そのところをどう理解したらええのかというのが。これはトップへやっぱり持っていくべきなのかどうか。ごく一般的に表現するとすれば、これが当たり前の表現であって、今後やっていくべきものだとは思いますが、どうなのかなというのはあるんですけどね。これから相当議会としても、会派として、今回の場合は、この項目でいけば、重要な中身になってくるのではないかと思うんですけれども、その辺どうかなというのは感じているんですが。

【竹井委員長】 多分、一番大きな点は二元代表制という大きなテーマがあって、二元代表制の構成要件は議会だと。ところが、議会といえども一枚岩ではありませんので、その構成要件の中に会派という構成がある。まあ、議員があるんですけど、議員ばらばらではなかなか一本化は難しい。だからまず会派の中で1つの議論が起きてくると。そこに合意形成ができれば、会派として一遍政策を出してみようか。今、個人で出して賛成を多数もらおうとすると、なかなか難しいですよ。22分の1で。それよりは4人、5人の固まりで少しつくって。そういう意味では、県でいう会派間調整というのはあるのかもしれないと思いました。こんな内容で役所に提案してみたいけれども、どうですかってやると、いいよと言えば、議会全体で二元代表制としての政策提案をしていくという流れからいく

と、決しておかしくはないと思っている、会派間調整という問題と会派の仕事というのは、ただ、我々がそこまで今入っていないものですから、何かどうしても個人と議会と会派とが、まだ我々も整理がついていないという状況の中で、寄り添い合いながら会派をつくっている状況なのか、これが、そこがある程度起爆剤となってさまざまな提案が出始めてくると。そのためによその半数以上の議員の賛同を得るようなパワーを会派が持たないと、なかなか政策形成ができないと。やっぱり二元代表制というものが一番大前提になっていますので、前田委員がおっしゃるように、やっぱり行く行くは議員提案につながっていくような活動も会派としてはより積極的に。そのために、水野委員がおっしゃったような政務調査というか、いろいろ調査をしながら、市民の声を聞きながらというのが、多分流れはそういうことだろうと私は思うんですけどね。やっていないだけで。そういうとやっぱり入れておいてもいいかなと。

水野委員。

【水野委員】 7ページの方針のほうの第2条、この中に、議会活動の中にある2項に「政策立案や政策提言に取り組むこと」というふうに書いていますわな。だから、議会全体としてはこういうことですよと。それをまた会派でそういうものを検討してやっていくという性質なんですわね。だから、それとのバランスの関係と整合性との関係。

【前田（耕）委員】 それは入れていくのが当然だと思うんですわ。その辺のトップを一回やってみると相当な重み、これが本当に二元代表制とすれば、当然のことやと思いますけれども、大変やなという感じがあるんですわね。

【竹井委員長】 ある意味では、修正を出そうかって、私も一遍出しましたけど、出そうかという声も最近もあって、それはもう、賛否があろうが出そうよと。それもある意味政策の提言なんですわね。今の案ではだめだと。我々の会派として、いろいろ合意形成をもってやるぞ。だから、そのときに会派で割れたらおかしいですわね。修正案を出すのに会派の賛否があつたら、そんなもの、出してもおかしいから、やっぱりそこはある程度一枚岩となって出していくと。そのための賛同を求めに行くと。やっぱりこれからは十分あり得るだろうと。亀山市がやっていないだけで、前もいろいろ、よその市を調べましたら、修正とか否決とか、結構多くの市が、当たり前のように今、三重県内の市でもやりますので、そういうことが起き出すと、この文言はきいてくるかなというふうには思います。どうしてもここは我々も避けて通れない今後のお仕事の1つというふうには思っています。

宮村委員。

【宮村委員】 一くくりしますと、まさに服部委員が言った、高いハードルでと。私は、もっと極論を言いますと、あしたからあさってに、後世にという言い方はちょっとオーバーか知りませんが、それぐらいのインパクトを与える条例づくりだと思うんですよ。それで、今、現時点で、だれがどうのとかって非常に厳しい状況なんですけど、現実、待たなしで、地方主権とかいろんな形で、政権も交代しまして、流れが変わってきています。その中で一言言うならば、議会という前に、議員一人一人の自己決定、自己責任というのは、あしたから場面、場面で物すごく大事になってくる現実の姿。実態とは乖離していますよ。だけど、そういった意味で、高いハードルで条例をつくることによって、別に条例に我々が引っ張られるって、そんな意味じゃなくして、やっぱりつくった以上は一応責任を持ちながら、最後はやっぱり自己決定、自己責任が場面、場面で。だから、今、議員提案の話でいくならば、全会一致が一番ふさわしいことであって、今回の会派の政策立案で竹井委員長が、前回も会派で出されたのも私もよく知っています。これは1つのいいインパクト、早い目にアクションを起こされたのと、そんな意味からいきますと、努めるものとするという表現で、多少、我が身というのはおかしいですが、一挙に、そんな、調査も研修も、あしたからせいと言ったって、こんなのできっこないわけですからね、やっぱり日ごろ、もちろん研修に行っている議員とか私知っていますに、このメンバーの中でも。だから、そういった意味で、それを複数以上での会派の1つの構成団体として取り組んでいくのは、まさに待たなしだと思いますので、私は、ここにおける委員それぞれも、前田委員が言われたように、現実にはちょっと乖離していますが、自己決定の責任を毎日負わされる議員でなければならないと、この認識のもとで、やっぱり高いハードルをつくってもしかるべきと、こう思っております。

【竹井委員長】 さっき、宮村委員からも、少し理念というか、高い位置でじゃないか、それから、水野委員からも、2条の2、この基本方針に我々がやるべき大事な大テーマが、それもうたってあるということもあります。それと、ちょっと私も議論したのを勘違いしています。政策における立案、決定、提言ということで1つ押さえてありますので、議案審査における合意形成とはどこも、ここには書いてありませんので、そういう意味からいくと、前田耕一委員が言われたように、やっぱりこれから会派の仕事としていろんな提言活動みたいなものを会派で1つの集団となってやっていくという考え方をここに持ち込んで、いろんな場面で会派が質問であったり、要望であったり、新和会さんは前要望書も市

長さんに出されたりされておられましたけれども、そんなことが活発になれば、会派間の競争も生まれてきて、いい雰囲気はまた、競い合う気持ちというのが出ると思うので、それもいいかなと思いますので、少し議案審査とは切り分けて、会派としての仕事、最後の採決は会派を超えていますので、そういう問題じゃなくて、ちょっと私も議論を進めさせていただければ。若干混同しておりましたけど、政策という視点で会派の仕事というのを整理していくと。究極は、議員提案へそこつながり、市長と向かい合うと。そんなベースを置かせていただいて、努めるものとするというふうになっておりますので、今いろんな御意見をちょうだいしましたけど、別に削れというふうな御意見は特段ございませんでしたので、もしよろしければ、これで一たん原案にさせていただくと。ただ、先ほど御提案があった調査の問題は、どこかで押さえるのか、押さえたと同時に、ここにもう一遍入れ込むのか、これは改めて8条と16条でしたかね、その議論のところで整理して、また御提案をさせていただきたいという1項ですね。どうやって政策の立案をするのということですね、提言をするのという前提条件、必要であればもう一遍議論させていただきますので、そこでまた皆さんのほうの是非を御議論願えればありがたいと。

1時間ぐらいになりましたので、御意見よろしければ、この後暫時休憩に入りたいので、ちょっとここで整理して、原案としては、一応じゃ、これで。原案後も、多分会派の中でまたこれをいろいろ議論して、最後は条例の形るときには全員の議論になりますので。じゃ、一たんこの特別委員会としては、会派の要件としては、政策を中心とした同一理念を共有する、そういう人で会派は結成をしようよということと、じゃ、何をやるのということでは、将来議員提案もこれは絡んでいますけれども、政策を軸に立案したり、決定したり、提言するときには、会派の中では合意形成に努めなさいよと。要するに、会派の中ではあれは違うんだとか、賛成だ、反対だはないように、政策を出すときは合意形成はしておいてくださいよという考え方で一たん整理をして、これで原案にさせていただきたい。最後に、調査云々につきましては、もう少しほかの条例の関係を整理した上で、必要であればもう一遍御提案をさせていただきますし、また、必要かどうかの審議もしていただこうと思いますので、じゃ、2の項も、これで一たんおさめさせてよろしいですかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 じゃ、これで暫時休憩に入らせていただきます。

(休 憩)

【竹井委員長】 暫時休憩を解かせてもらいます。

3番の項の次回開催について、先ほども事務局長から報告ございましたが、11月20日、午前中議運がございますので、1時からの開会でお願いをいたしたいと思います。御都合があられる方は事務局のほうに御連絡をお願いいたします。

それに関連いたしまして、理事懇談会を前日の3時から開催をさせていただきます。これもまた、御都合のある方は御連絡をお願いします。

それから、その先の日程で申しわけございませんが、12月議会が十七、八に終わるといふうに聞いておりますので、翌週がちょうど1週間あきますので、そこで12月、ここの最後ですけれども、入れさせていただきたいと。また18回目でも確認はしますけど。最後の週ですね、そこがあいておりますので、12月はその週で当て込みたいと考えておりますので、また11月20日に日程の確認をさせていただきますので、御予定のほうもどこか入れられる場所について確認をお願いします。

それと連絡を忘れました。議会に関する状況というので、随分以前に、21年1月23日に提出をしました、会派の関係とか、一般質問、議案質疑の関係、一応また改めてきょう会派の議論がありますので提出をさせていただきました。今回、亀山のほうも少し制限事項を入れながらつくってはございますが、また一度御一読願って、議運のほうで少し議論していただく部分も、2人会派が設置されたことによって若干議論していただく部分も出てきますので、改めて御一読願えればというふうに思います。

それでは、次回開催につきましては、11月20日1時からということで確認をさせていただきますまして、17回のあり方委員会については閉じさせていただきます。

— 了 —